

強度行動障害を有する者に係る集中的支援事業実施要綱

(目的)

第1条 強度行動障害を有し、自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者に対して、その背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた支援や環境調整等を障害福祉サービス等の事業所等（以下「事業所等」という。）に対して行い、当該児者の状態の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 強度行動障害を有する者

障害児にあっては強度行動障害判定表20点以上である児、障害者にあっては行動関連10点以上である者をいう。

(2) 広域的支援人材

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した支援困難な状況に対してアセスメントを行い、当該児者が利用する事業所等に対して助言等を行うなど、地域の支援体制の整備の核となる人物をいう。

(広域的支援人材)

第3条 広域的支援人材は、次の各号のいずれかに該当する者から、秋田県（以下「県」という。）が選定し、別紙様式1「広域的支援人材名簿」に登録した者とする。

(1) 中核的人材養成研修の講師等（ディレクター、トレーナー）である者

(2) 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネージャーである者

(3) その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると県が認める者

(事業内容)

第4条 強度行動障害を有する児者の状態が悪化した支援困難な状況に対し、事業所等からの申請に基づき、広域的支援人材が事業所等を一定期間集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む。）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともにを行い、環境調整を進めることにより当該児者の状態の軽減を図る。

2 この事業の対象となる事業所等の対象サービスは、別表のとおりとする。

(申請方法等)

第5条 広域的支援人材の派遣を希望する事業所等（以下「申請者」という。）は、別紙様式2「集中的支援の実施申請書」（以下「申請書」という。）により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第2項に規定する自治体（以下「支給決定自治体」という。）に申請を行うものと

する。

- 2 支給決定自治体は、申請者が第10条に定める基準を満たし、かつ集中的支援の必要性を認めた場合は、別紙様式2の写しを添付の上、別紙様式3「集中的支援の実施について」により県へ依頼するものとする。
- 3 県は、前項に規定する依頼を受けた場合は、必要性及び広域的支援人材の状況等を考慮し派遣の決定を行うとともに、別紙様式2の写しを添付の上、別紙様式4「集中的支援の実施要請書」により広域的支援人材へ要請を行うものとする。
- 4 県は、前項に規定する要請を行った場合は、別紙様式5「集中的支援の実施に係る広域的支援人材の派遣について」により、支給決定自治体に回答するものとする。
- 5 支給決定自治体は、前項に規定する回答を受理した場合は、別紙様式5の写しを添付の上、別紙様式6「集中的支援の実施について」により、申請者に通知するものとする。

（集中的支援の実施）

- 第6条 広域的支援人材は、前条第3項に規定する要請を受けた場合は、申請者の事業所等へ訪問等を行い、集中的支援の対象となる児者と生活環境のアセスメントを実施するものとする。
- 2 広域的支援人材は、前項に規定するアセスメントを実施した場合は、別紙様式7「集中的支援実施計画」を作成の上、支給決定自治体に提出するとともに、その写しを県に提出するものとする。なお、集中的支援実施計画は、おおむね月1回以上の頻度で見直しを行うものとする。
 - 3 広域的支援人材は、前項に規定する集中的支援実施計画に基づき、申請者に対して、当該児者の状況や支援内容を確認し、助言援助を行うものとする。
 - 4 申請者は、前項に規定する助言援助を受けながら、当該児者に対して支援を行うものとする。

（実績報告）

- 第7条 広域的支援人材は、集中的支援の実施後、別紙様式8「集中的支援実施報告書」を作成し、支給決定自治体に提出するとともに、その写しを県に提出するものとする。
- 2 広域的支援人材は、前項に規定する集中的支援実施報告書を活用し、申請者に対し、支援方法の引継ぎを行うものとする。

（派遣期間）

- 第8条 本事業による広域的支援人材の派遣期間は、原則として集中的支援を開始した日の属する月から起算して3月以内とし、1月に4回を限度とする。なお、初回の集中的支援を行った日には、集中的支援の実施に向け事前の打ち合わせ等を行った日を含めることができる。

（費用負担）

- 第9条 広域的支援人材の派遣を受け、障害福祉サービス等報酬の集中的支援

加算（Ⅰ）を算定した申請者は、広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うものとする。

（事業所等基準）

第10条 派遣を受ける事業所等は、以下の要件を満たすものとする。

- （1）強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）の修了者が配置されていることとし、第5条第1項に規定する申請を行うに当たっては、実践研修修了証書の写しを提出すること。
- （2）実践研修修了者が作成する「支援手順書（支援計画シート）」等により適切な支援が行われていることとし、第5条第1項に規定する申請を行うに当たっては、支援手順書（支援計画シート）及びそれに対応する支援記録の写しを提出すること。
- （3）第5条第1項に規定する申請を行う時点において、虐待防止未実施減算及び身体拘束廃止未実施減算を算定していないこと。
- （4）所属長又はそれに代わる者が、集中的支援の実施計画作成及び実施報告の際に参画可能であり、集中的支援終了後の支援体制の整備に協力的であること。
- （5）当該児者の支援に関わる地域の関係機関と連携していること。

（秘密の保持）

第11条 広域的支援人材及び派遣を受ける事業所等の関係職員は、本事業の実施に当たり、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本業務から離れた後も適用する。

（個人情報の共有）

第12条 本事業を実施するに当たり、当該児者の個人情報を共有する必要がある場合は、派遣を受ける事業所等において本人及び事業所等利用者等の承諾を取ることとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

対象サービス
療養介護
生活介護
短期入所
施設入所支援
共同生活援助
自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援A型
就労継続支援B型
児童発達支援
放課後等デイサービス
福祉型障害児入所支援
医療型障害児入所支援